

# 入札公告

令和4年度レンタカー賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和4年2月28日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和4年度レンタカー賃貸借業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 自家用自動車有償貸渡許可書を有し、福島市内又は南相馬市内に営業所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付し、令和4年3月14日(月)午後5時15分まで(必着)に次に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

### (1) 提出期間

令和4年2月28日(月)から3月14日(月)

## (2) 提出場所

郵便番号 960-8866 福島市杉妻町2番16号  
福島県庁西庁舎4階 福島県教育庁文化財課  
電話 024-521-7787

## 4 契約条項等を示す場所

契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書・申請書等の交付場所及び問合せ先は3に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか、福島県教育委員会のホームページ上においても公開する。

## 5 入札書の提出について

- (1) 入札に参加する者は指定様式(様式4)に必要とする事項を記載し、令和4年3月22日(火)午後5時15分まで(必着)に、次に掲げる場所へ郵送又は持参により提出すること。

郵便番号 960-8866 福島市杉妻町2番16号  
福島県庁西庁舎3階 福島県教育庁財務課  
電話 024-521-7758

- (2) 入札書を郵送で提出する場合は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え又は撤回は認めない。
- (3) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (4) 中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。
- ア) 氏名(法人にあっては、商号又は名称)
  - イ) 「令和4年度レンタカー賃貸借業務」
  - ウ) 開札日 令和4年3月24日(木)
- (5) 外封筒には入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認書(様式3)の写し及び入札保証金納付の領収書の写しを入れ、表に上記(4)の必要事項、担当者及び担当者の連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

## 6 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年3月24日(木) 午前10時00分  
(2) 場 所 福島県自治会館5階 502会議室

## 7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければなら

ない。

## 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 その他

- (1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の範囲内で総額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約の成立 本件の契約については、本契約に係る予算が福島県議会の議決を得て、令和4年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、成立するものとする。  
ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。  
なお、契約が成立しなかった、又は契約されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

(文化財課)